

近世宿駅の構造

—日光道中、越ヶ谷宿の場合—

本間清利
越谷市郷土研究会理事

近世宿駅の構造

— 日光道中、越ヶ谷宿の場合 —

はじめに

東海道ならびに中山道の宿駅については、すでに詳細な研究が数多く発表されて宿場の構造もかなり解明されてはいるが、日光・奥羽道の場合は研究が余り進んでいないようである。勿論、本陣・脇本陣の総建坪が当道中では最大といわれ、食壳旅籠が非常な繁栄を見せて江戸時代の為政者にも注目せられていた越ヶ谷宿もその例外ではない。越ヶ谷宿は江戸より六里、日光道中第三駅の宿場であり、後である如く、江戸中期に大沢町と越ヶ谷宿が一つの宿場に合併されたという特殊な事情をもつ宿場町でもある。本来はこの特殊な宿場の構造と併せ、支配者の要請に対応し、且つ支配者の保護のもとに成長発展を続けた封建都市のその故を以て明治の変革期に対応できず、大きな打撃をうけたまま急激な衰退を余儀なくされた宿場の諸矛盾を解明すべきはずであったが、断片的な資料をもつてこうした事情の考察を進めていくことに不安がある。したがって、此處

では単に越ヶ谷宿の素描を紹介するにとどめた。

本間清利

紀元前二、三世紀に東京湾が後退してつくられたといわれる沖積地帯のほぼ中央、現在の埼玉県東南部に位置する越ヶ谷がいつから集落の形態を整えたかは明らかではない。しかし、この附近には天平勝宝二年の開基といわれる大相模不動坊と貞觀三年起立といわれる野島地蔵尊が存在し、また建長元年の年号をき込んだものをはじめ、鎌倉より室町時代にわたる数十基の板碑が越ヶ谷ならびに近辺の各所より発見されているところ、この地帯は比較的古い年代より水田稲作の適地として人々に開拓され、いったものと推定される。越ヶ谷もこうして稲作に定着していく人々のつくった集落群の一つであったと思われる。また越ヶ谷は嘉吉二年起立の市神棟札に越ヶ谷村の名が記されてあつたといわれ、古来より開かれていたと考えられる市の日が一、七の六斎市になつたのは文禄年間ともい

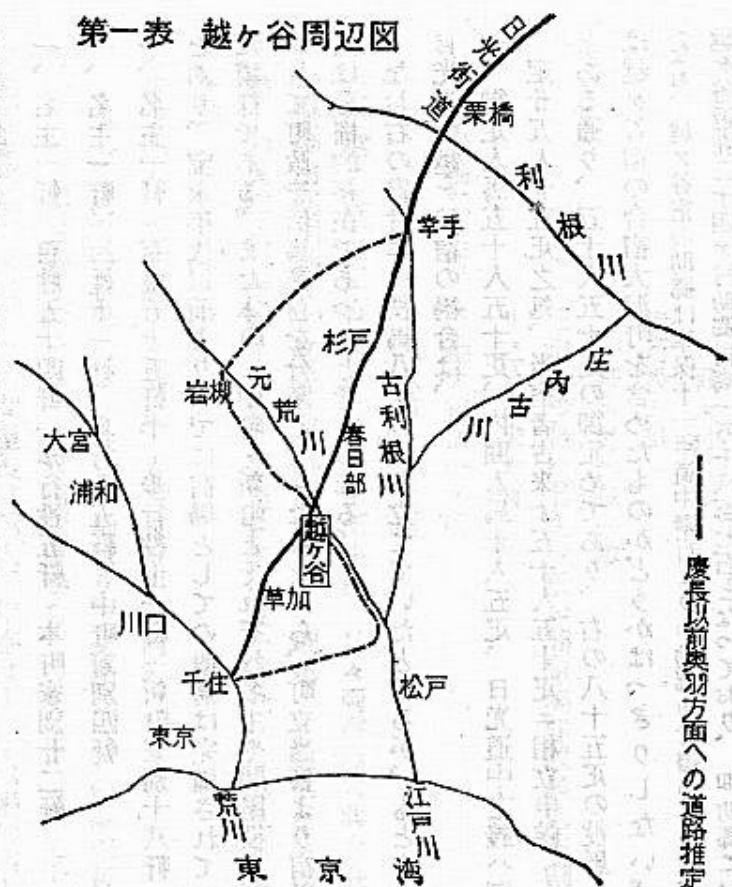
われて交通上・交易上の要地でもあったことは充分考えられる。それがやがて奥羽道に宿駅が定められた時にその宿場の一つとして成立することになったものであろう。

慶長七年東海道に次いで中山道にも伝馬制が布かれたといわれるが、同年奥羽道中宇都宮町に地子の免除があり、また当時の岩槻城主高力河内守によつて春日部新宿が開かれていることなどから、このころ奥州道中にも伝馬制が布かれたか、あるいはその準備がなされたつあつたものと思われる。そして距離的な面からも当初より千住、越ヶ谷、春日部という宿駅の存在は考えられる。いうのは慶長十一年草加(当時、宿権葉村外敷ケ村)の郷士大川図書が幕府に訴願して道路建設の許可をうけ、沼沢地や湿地を開拓してほば現在の国道四号線(日光街道)を千住より草加に通じさせ、さらに越ヶ谷周辺まで開通させる基礎をつくった。これによつて旧荒川の自然堤防伝いに沿つたそれまでの奥羽方面への道、千住—越ヶ谷間は大きく模様替となる。次いで寛永七年千住—越ヶ谷の中間宿として草加宿が初めて成立したという事情による。

なお、慶長以前の越ヶ谷—幸手間の奥羽方面への道路も現在の日光街道とはまた異なり、旧荒川の堤防上を越ヶ谷よりそのまま大きく迂回して岩槻通り、それより幸手に出たものと思われるが、慶長七年春日部新宿の成立は越ヶ谷より幸手に至る奥羽への道の直線的な模様替をも意味する。とすれば模様替になつた直道の起点ともいるべき越ヶ谷の対岸大沢村は後年越ヶ谷・大沢が併合されて越ヶ谷宿と唱えられるようになるが、当然この時点に、越ヶ谷—大沢間を流れる旧荒川に境橋が架設されておるが公的な渡しが設けられてお

——慶長以前奥羽方面への道路推定

第一表 越ヶ谷周辺図



らねばならない。この橋の架設年代は不明であるが、明暦元年に掛替普請がなされており、少なくとも明暦以前に架橋させていたことは明らかである。なお当時の大沢は地名が示す通りの沼沢地帯で全くの未開地であったが、日光道が整備されて交通が頻繁になるにつれて近在に散居していた農民や落武者等の移住者によつて正保・慶安頃までには街道沿いに町場が年成されていき、承応三年大沢町と唱えられるようになる。大沢は慶安以前は越ヶ谷助馬を勤めていたが、慶安三年六反歩の地子免許があつて越ヶ谷の合宿となつた。元禄八年の検地の時、検地役人に差出した願書には、

一、大沢町地子免許之義四十六ヶ年以前慶安三寅年六反歩被下置候

ニ付右株七拾二軒之者へ割合二十五歩宛頂戴仕候、尤歩行屋敷之

割合不致候、然ル近來御伝馬役多分ニ相成り難義仕候間此度相

改候事

外才半屋敷七十九軒 内 六十八軒本軒

八軒半軒

但右株四軒

三軒歩行屋敷

右之通ニ相成申候故御勘弁奉願上候、以上

元禄八亥年九月十七日 埼玉郡大沢町

埼玉郡大沢町

名主 弥兵衛

年寄 新兵衛

(以下連名略)

外三人様

とあり、慶長三年以来伝馬百姓七十二軒の株で伝馬役の負担をして

いたが(伝馬株については後にふれる)、元禄八年伝馬役多分になつた

故、新たに歩行百姓を追加したものであり、地借店借の無高の住民

を加えるとかなりの町場が形成されていたと思われる。越ヶ谷の場

合は宿場成立期の地子免許は明らかでないが、同じく元禄八年検地

の際一町一反六畝二十歩を受けており、宝永四年関東郡代伊奈半左

衛門役所へ提出された届書の覚には

一、越ヶ谷町百姓勤役引役軒數之義、宝永四年伊奈半左衛門役所よ

リ御訊有之ニ付書付差上申候

越ヶ谷宿 本百姓百二十軒半

歩行百姓二十一軒

年寄五軒 帳付三軒

馬差五軒 定使三軒

組所十一軒

合而廿七ノ軒引

合而残リ九十三軒半

此所減少し、役馬八十五疋ニ相立申候

右之段御用人石円利兵衛様申上御書留ニ相成申候

右百二十軒半 小軒二十一軒

此訳ケ

一、名主一軒 百姓五十四軒 歩行役五軒 本町家別廿二軒

一、名主一軒 百姓十一軒 歩行役五軒 中町家別四軒

一、名主一軒 百姓五十五軒半 歩行役十一軒 新町家別十八軒

とあり、宝永年代以前よりすでに宿場としての機構は完備されている模様である。また本町・中町・新町とそれぞれ名主や問屋役もおかげで町政や伝馬業務を分掌していたことから、町立当初より宿役人は分権的存在であったと考えられる。

なお右の書付には役馬八十五疋を立てていたとあるが、もともと日光道中越ヶ谷宿の場合は、

一、御定人馬五十人五十疋、内傭人馬十人五疋、日光道中之義ハ御定廿五人廿五疋之處、当宿者古來々五十人五十疋ニ相立申候

とある通り、五十人五十疋の御定めであり、右の八十五疋の役馬とは越ヶ谷宿の合宿大沢町を含めたものかどうかはつきりしない。
(なお、越ヶ谷宿の助郷は享保十一年道中奉行よりの助郷申付書によると、越ヶ谷近在二十四ヶ村助郷村高一万千八百七石となつており、加助郷にお

いては二国四郡にまたがる七十三ヶ町村に及んでいる。

ついで延享四年越ヶ谷と大沢は一つに併合されて名目は越ヶ谷宿と唱えることになり、地子一万坪の免除があつた。

一、地子御免許一万坪此反別三町三反三畝一步、内五千坪越ヶ谷、

本百姓百二十三軒半

一軒ニ付一畝七步八厘

歩行役廿五軒半

一軒ニ付十二步六厘

十步四厘割余之義市神社人高ニ合力致置候

此訛ケ

一、二千七拾九坪 本町名主百姓之五十五軒

六拾九坪三厘 同歩 行役 五軒半

拾歩四厘 三町割除勘太夫へ遺ス

三口合一千百五拾八坪七厘

但し歩行役五軒半、地子十二步六厘宛引役相勤候、小屋敷

無役、神主勘太夫へ十步四厘、外裏屋敷一軒久五郎・藤左

衛門、無地子無役

一、四百五拾三坪六厘 中町名主百姓十二軒

六拾三坪 歩行役五軒

一、一千百三拾五坪七厘 新町名主百姓五拾六軒半

百八拾九坪 歩行役拾五軒

二口合一千三百廿四坪七厘

五千坪大沢町 但本百姓七十三軒

一軒ニ付一畝五分

歩行役五軒

一軒ニ付一畝一步

三畝十歩是ハ名主屋敷ニ間屋場建置候処右割余
リ之分古来より貸置候

一、問屋場二ヶ所 但越ヶ谷宿一ヶ所

大沢町 一ヶ所

是ハ越ヶ谷大沢十日代リ打ち勤ニ御座候、日々両宿役人共立会、
往還御用向相勤候、勿論往還御用向之義ハ則越ヶ谷宿名目ニ而相
勤、問屋四人、年寄十一人、役料無之百姓一軒分ハ役引ニ而相勤
申候

帳役四人、馬差五人之義ハ一人ニ付役料四両宛、

こうして両町の合併により地子の割振りや宿場役人等の編成替があつたが、問屋場は越ヶ谷・大沢両問屋場をそのまま存置して十日交替で勤めることになり、問屋役は四人、年寄は十一人、帳付四人、馬差五人という構成で伝馬継立業務をつかさどることになった。問屋役と年寄役は役料がなく百姓役一軒分の諸役が免除されている。馬差や帳付は年四両の役料で雇傭されたものであるが、継立や事務一切の練達者であつた。こうして宿場の爛熟期に入るわけであるが、ここで、宿場の成立ならびにその過程において重要な役割を果して、きたと思われる越ヶ谷の会田家についていざかふれておきたい。

慶長九年、街道に沿つた越ヶ谷の荒川べりに、家康の命によつて

御殿が建てられた（明暦の大火によつて江戸城は焼失し御殿は城内に移された）。これを越ヶ谷御殿といふ。この地で將軍が奥羽道より江戸へ参府の諸大名と放鷹の親睦をはかつたともいわれ、越ヶ谷に御殿が選ばれたのは單なる偶然ではなく、駅場としての関係があつたものと思われる。家康は勿論、秀忠、家光と三代にわたつて越ヶ谷御殿へしばしば訪れていたが、その折越ヶ谷の郷士会田出羽夫妻は御目に見えを賜わり懇ろにもてなされた上数々の拝領品をうけている。とくに慶長十三年御褒美畠一町歩を授かり、伊奈備前忠次よりの差添書が發せられた。

以上

急度申入候 仍其方御公方御用能々被走廻候付而 為屋敷分と畠一町歩被下候 長々所務可被致候 弥御用可被走廻候 右之通本多佐渡殿も御存知之間如此候 仍如件

慶長拾三年

伊奈備前

申五月十九日

忠次（花押）

会田出羽殿

その後寛永元年出羽の孫の一人小左衛門資信は家光の小姓に召出されてやがて五百石の旗本として代々大番組や代官等を歴任することになる。この会田出羽家とは小田原所領役帳に記載ある葛西領奥戸・小岩等三百三拾三貫余りを所領していた北条家の家臣会田中務丞の子孫で、出羽村・出羽堀等、出羽の名にちなんで名付けられた場所の開発者とも思われ、少なくとも会田家は越ヶ谷地付の有力な土豪であつたことは論をまたない。

第二表 会田系譜抜書推定図

会田中務丞 天正十七八年後
北条家臣 出羽資清 出羽資久

七郎右衛門資重 中町名主問屋役 下代新井又兵衛代役
六 佐 左衛門 新町名主

七 左衛門

伊奈家手代

八 右衛門 本町名主問屋本陣
養子 三役兼席

九 権 四郎 市場割元

十 又六資忠

十一 小左衛門資信 旗本会

十二 北条家臣

十三 元和五年後

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百十一

一百十二

一百十三

一百十四

一百十五

一百十六

一百十七

一百十八

一百十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百二十

一百三十

一百四十

一百五十

一百六十

一百七十

一百八十

一百九十

一百二十

一百三十

一百四十

一百五十

一百六十

一百七十

まれた消費都市の特質ともいえる現象であるが、幕府の地方体制の枠からはみて存続していた伝統的権威、これにともなってあつた保護や特權が元禄頃までに排除・消滅されていったことにより、これにもたれかかっていた由緒ある家が権力安定による上からの圧力と、すでに成長してきた一般農民の下からのつきあげによる一斉の挙撃にあってその没落を早めたものとも考えられる。

さらにこのようなことは大沢町の場合にも見られる。「町人役」という特殊な役名をもつた深野所左衛門家は中世以来大沢に居住していた旧家で、伝馬役町場月番等の諸役を免除され、質地証文や各書状にも加印する等名主同様の取扱いを受けて我儘な所行が多かつたが、元禄の検地において名主・組頭をはじめ役百姓が連印の願書をもつて、名主・組頭がある以上、町人役は不用のもの故取用いないようとの訴えをおこした。その結果、町人役名は取り上げ、諸事諸役も役百姓並に勤めるようにとの達しがあって、從来の特権は消滅し、深野家も地方体制の枠に組み入れられた。

以上、町立に重要な役割をになつたと思われる中世以来の有力者は一応この時点までに伝統的権威はなくなつたと見られる。

三

第三表 資料にあらわれた町場家数の推移

大沢町

慶安三年	伝馬百姓	七拾二軒
元禄八年	伝馬百姓	七拾二軒
	歩行百姓	三軒
延享四年	本百姓	七拾三軒
	歩行百姓	五軒
寛延三年	家数 三百八十三軒	内百姓 六十三軒 地借 三十人 店借二百六十二人 寺院 三軒 山伏 十六人 店借道心者 六人

文化九年 家数四百六十七軒

越ヶ谷町

宝永四年	本百姓	百二十軒半
	内本町 百姓	五十四軒
	歩行役	五軒
延享四年	本百姓	百二十三軒半
	内本町 百姓	五十五軒
	歩行役	五軒半
弘化元年	家数 五百四拾二軒	内寺 十軒 社家一軒 山伏三軒

内本町百姓四十七軒

地借店借百廿八軒

次に越ヶ谷宿の本拾百についてちょっと触れることにしたい。第三表の家数の推移で気のつくことごとく、越ヶ谷・大沢両町とも本百姓（伝馬百姓）が延享時の合併に

おいても七十三軒の百二十三軒半と、それぞれ慶安・宝永時の記載と余り差を見せず、本百姓は伝馬宿指定の時より株として固定されていたものと思われる。勿論、本百姓と表記されて地子を免除された伝馬役は、往還に面した屋敷にのみ課せられたものである。すなわち、

一、百姓源七を鈴木十左衛門分家之者、近來表間口、モ有之候
一、百姓加藤浅右衛門……中略……天明中ヨリ大家ニ相成リ町屋敷モ所持……

といった表間口あるいは町屋敷が本百姓株の資格であったと思われる。しかし、表間口の屋敷が必ずしも伝馬屋敷とは限らないのは表間口の軒数が時代のさがるにしたがって拡張増加されているにかかわらず伝馬株数の増加は見られない。とにかくこの本百姓株は「一分の一株、四分の一株とかに細分されて頻繁に譲渡や売買がなされており、宿場居住の資格においても重要な意味をもっていたことが推察できる。

「……其後不如意ニ相成中古より四分一七兵エヘ渡四分一源右エ門相渡今残半軒株也……」

「百姓木村七兵エを御入国以来之旧家ニテ往古相応ニ相暮シ其後退転同様之処享和寛政之間江戸親類も見立四分一株在候」

「……明和年中弟森右エ門ヘ四分一安永中弟横道嘉兵次ヘ四分一相分遣シ候、猶又享和中忠右エ門ヘ四分一流地致シ四人ニ而一軒所持仕候……（大沢分）」

「長右エ門屋敷之義七十年己前退転其后右地面種々人手ニ渡リ申候、今程中町麿屋市兵エ半軒大沢町本陣権右エ門半軒所持致……」

「百姓嘉平次を先祖より次右エ門名請の屋敷也今半軒甚助ニ渡ル（越ヶ谷分）」

以上のように二分の一、四分の一と細分されて頻りに転移していくように二分の一、四分の一と細分されて頻りに転移していくが、このほかにも伝馬屋敷助成金割付の控帳に

「……四分一軒ニ付百二拾三文六分九厘一毛余金二朱ト百七十三文七分五軒ニ付永四百五拾三文八分七厘六毛金一分二朱ト二百二

拾文……」

と記載されてあることからして七分の五株という半端な株も存在し

ていたことがわかる。そして宿場助成として伝馬屋敷へも株数に応じて助成金が交付されていた。以上のように百姓株が細分化されて常に流動していたが、この株はまた特定の者に集中された傾向も見える。

第三表で見る通り寛延三年の大沢町百姓は六拾三軒であり、弘化元年の越ヶ谷町本町組百姓は四拾七軒であり、延享四年の大沢町百姓七十二軒と越ヶ谷町本町組百姓五十五軒の株数より減少している。前記のように一軒株が細分されて伝馬役の家数が増しているはずと思われるのに実際の百姓数は減っているということは、特定の者にこの株が集中したためであろう。試みに大沢の旧記より絵図の一部を抜書きしてみよう。（次頁参照）

上部に記された名は元禄八年検地に名請した屋敷持であり、下部に記された名は旧記が著述された文化年間現在の屋敷持であつてこの間の変化を物語ってくれる。なお嘉兵エ取添となるのは新興の家持でまだ正式な名請は認められなかつたものである。

以上、この図で見るだけでも元禄時に登録された屋敷持も文化時には名義が変更されているのが多く、はげしい変転があつたことが察しられるが、さらに太郎兵エや権右エ門の所有屋敷になつているものが多いのは注目されるべきで、宿場においても階層の分化が進行していくものと見られないこともない。しかし、織綿や木箱製造や人形造り等諸産業の萌芽はすでに見られてはいたが、これはあくまでも地貸・店貸といった高利貸資本の域を出るものではなく、商業資本・産業資本への進化促進を見ることなく明治の維新时期に遭遇し、階層分化は一応停滞せられたものと解せられる。なお伝馬屋敷

三郎兵衛屋敷	甚安太郎
兵右衛門屋敷	彦右衛門
嘉兵衛取添	三十郎
佐兵衛分	孫右衛門
佐兵衛分	利右衛門八
嘉兵衛取添	権右衛門
松沢	権右衛門
権右衛門屋敷	権右衛門
正野魚住	権右衛門
金石衛門屋敷	権右衛門
御帳付屋敷	権右衛門
尾野	権右衛門
四郎兵衛屋敷	弥次右衛門
御帳付屋敷	権右衛門
往還悪水落	完便屋敷
町人	町人
深野所左衛門	彦右衛門
利兵衛屋敷	太郎兵衛
門十郎屋敷	伊左衛門
太郎兵衛	

日 光 道

吉田	大屋敷 名主問屋
江沢太郎兵衛屋敷	太郎兵衛
弥市右衛門屋敷	祐助
兵三郎屋敷	太郎兵衛
太郎右衛門屋敷	太郎兵衛
六兵衛屋敷	太郎兵衛
古来四沼道 合弘福院大門	
内藤	
吉左衛門屋敷	太郎兵衛
小松屋	
次左衛門屋敷	嘉兵衛
往還悪水落	
平野	
内藤六兵衛屋敷	
伴八左衛門	
伝右衛門	
嘉兵衛	
下	
藤右衛門屋敷	
嘉兵衛	
往還悪水落	
町中抱 完便屋敷	
往還悪水落	
町人	
深野所左衛門	
利兵衛屋敷	
門十郎屋敷	
太郎兵衛	

や歩行屋敷の権利や負担ならびに宿場住人の絶対多数を占める地借店借の町内における地位や役割り等肝心な問題は何一つ解明されてはいないが、史料の制約もあり今はその余裕もない。ただ江戸中期以降急速な発展をみせた諸河川による水運が宿場に大きな影響を及ぼすようになり、その対策に苦慮していたことを簡単にながめることにする。

「当道中の宿には往来する旅人が年毎に少なくなり旅籠屋・水茶屋等の助成もなく難儀困窮している。これは旅人が野洲阿久津河岸より久保田河岸に至り、なお下総境河岸より江戸川通りを江戸表に入るものと、近在の旅人も古河宿裏通より昼夜の別なく舟運で江戸

四

日	光 道
又兵衛屋敷	太郎兵衛
武兵衛屋敷	弥五左衛門
相松	
往還悪水落	
吉田	
大屋敷 名主問屋	
江沢太郎兵衛屋敷	太郎兵衛
衛問屋場	
四郎兵衛屋敷	下
延野	
嘉兵衛取添	
長左衛門分	
嘉兵衛	
四郎兵衛屋敷	中
伝兵衛屋敷	嘉兵衛
石井	
嘉兵衛	
十左衛門屋敷	彦右衛門
鈴木	
伝兵衛屋敷	庄右衛門
嘉兵衛	
日	光 道
又兵衛屋敷	太郎兵衛
武兵衛屋敷	弥五左衛門
相松	
往還悪水落	
吉田	
大屋敷 名主問屋	
江沢太郎兵衛屋敷	太郎兵衛
衛問屋場	
四郎兵衛屋敷	下
延野	
嘉兵衛取添	
長左衛門分	
嘉兵衛	
四郎兵衛屋敷	中
伝兵衛屋敷	嘉兵衛
石井	
嘉兵衛	
十左衛門屋敷	彦右衛門
鈴木	
伝兵衛屋敷	庄右衛門
嘉兵衛	

入りする為であり、陸路は武家方ばかりである。寛政三年万年三左

衛門宿取締廻宿の砌阿久津河岸の船問屋を糺明、根岸肥前守役所より旅人の舟運を禁止、違背の場合船を没収すると達せられて御請証文を出したに拘わらず近來また旅人を輸送している。別に下總国関宿河岸、境河岸に於ては旅人の輸送賃金を定め水茶屋等で引札を出し旅人の手引等もして脇道を案内している。此の為文化七年千住より栗橋七ヶ宿の惣代が、柳生主膳正役所へ訴訟をおこした処、輸送値段をつけた両河岸の者を召出し、吟味の上再び旅人輸送の禁止、並に荷物証送の上乗の制限、そして引札や手引の厳重な禁止等の達しで内済証文がとりかわせられた。所が近來右の河岸は勿論新に権現堂河岸、或は古河宿御城裏通り、栗橋宿裏通り其外所々の村々で便船所を設け値段をきめて旅人の輸送をしている。その為旅人が少なく宿場は困窮に及んだ。右のようなことのないよう取締りを願う。」

以上のような要旨であるが、寛政年代には河岸場よりの旅人の乗船が道中の各宿場共通の大きな脅威となつておあり、宿場の死活問題ともなつて文化十年、文政四年と引続いて河岸場を相手に訴訟をおこしている。その都度幕府は宿場保護の政策によつて河岸場よりの旅人輸送を禁止するという消極的措置をとつていたものであるが、勢の前には余り効果を示さず、舟運の利用者は根絶されなかつたのは前記史料の要旨にも窺い知れるところである。

かつまた右の文中「御武家様方之外登りの旅人無御座候」とある通り、御朱印御証文の無貨人馬、ならびに公用の御定賃金をつかう武家・公家の往来のみは盛んであつたと思われるが、天保九年の伝

馬控によると

一、人足九百五拾人 馬三百八拾疋

一、人足八百五拾人 馬三百三拾疋

一、人足三百五拾人 馬百疋

といつた日光新宮や例幣使等の大通行が連日のようにつづいており、これらは「日々大混雜仕り金錢多分相掛り難義至極」に付高石に付て錢七拾二文ずつ助郷村々へ前借を申し入る程の出費であつて、公用旅行者は宿場にとつて大きな負担にさせなつてゐた。したがつて宿場の恵となる一般旅人の減少はそれだけ打撃であり、その対策として食売旅籠の充実の努力がなされたと考へられる。とくに越ヶ谷宿大沢町の食売旅籠は道中奉行よりの度重なる取締りにからむらず明治維新まで盛況を持続していた。この大沢町に食売女が初めて置かれるようになったのは万治・延宝の頃といわれ、文政八年石川主水正より代官伊奈半左エ門へ達せられた取締書には「大沢町にある二十二軒の食売旅籠が食売女を過人數置いており宿役人のうちにも食売女を抱えているものがいる」と指摘した通り本陣・脇本陣を除いた六十二軒の旅籠屋のうち二十二軒が食売旅籠で食売女を多數抱えていた。ついで文政九年これに対する伊奈半左エ門の答申書には「御用旅行で休泊したものが支払う御定の木錢米錢では賄入用が不足する。その不足分や臨時の宿入用は食売旅籠が負担している。厳重に取締ると宿方は潰れに及ぶ」という意味のことをいつてゐるが、実情は全くその通りであつたと思われる。とくに水運の発達によつて一般の旅人を奪われ道中往来の客が少なくなつたといふことが逆に食売旅籠の盛況を招いたといわぬこともない。

むすび

以上、徳川幕府の伝馬制施行により支配者の要請に応じて形成された越ヶ谷宿場は封建都市の一環として目ざましい発展を見せて来たが、封建都市の枠内においてかつ伝馬制への依存度が強かつたために近代都市の諸条件のそろわなかつたまま明治の変革を迎えた。特に明治五年、伝馬所の廃止により宿駅制度が終りを告げたことによつて、宿場としての存在は名実ともに意味を失い、さらに食壳女解放令の布告は宿場の衰微に追打をかける結果になつた。したがつて、宿場の住民は多く東京・横浜へ出稼ぎを余儀なくされ、宿場は一時的にせよ荒廃せざるを得なかつたものと考えられる。

〔引用史料〕

『越ヶ谷瓜の蔓』、『越ヶ谷町年鑑』、『大沢猪の爪』、『新編武藏風土記』、『会田家系譜』、『内藤家記録帳』、『荒川家万覚帳』、『井出家御伝馬控帳』、『児玉幸多『宿駅』』、『草加の歴史』、『新井家御用留帳』。

（筆者は越谷市郷土研究会理事）